

事 務 連 絡  
令和3年3月17日

都道府県労働局労働基準部安全衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長  
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長  
( 契 印 省 略 )

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育の実施について

標記については、令和3年3月17日付け基発0317第2号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育について」（以下「2号通達」という。）により実施方法等が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意の上その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本事務連絡をもって、平成4年4月23日付け事務連絡「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務）従事者安全衛生教育の実施について」は廃止する。

## 記

### 1 教材について

2号通達の記の1(2)にある「教育カリキュラムに基づき所定の時間において各科目に応じた範囲の細目を教育できるもの」としては、「上級チェーンソー作業者の安全ガイド」（林業・木材製造業労働災害防止協会 平成26年7月発行）等が一例として挙げられるが、この教材に限る趣旨ではないこと。

### 2 講師について

2号通達の記の1(3)にある「教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者」には、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育講師研修」等を修了した者等があること。

### 3 実施者について

(1) 林業・木材製造業労働災害防止協会から、都道府県支部単位で標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について申し出があった場合には適切な指導を行うこと。

(2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、安全衛生部安全課に情報提供すること。

### 4 教育カリキュラムについて

(1) 教育カリキュラム中の「チェーンソー及びソーチェーンの点検整備」につ

- いては、事例発表、点検整備の実習を盛り込むことが望ましいこと。
- (2) 教育カリキュラム中の「災害事例とその防止対策」については、10 人程度を一つのグループとして討議方式により行うことが望ましいこと。